

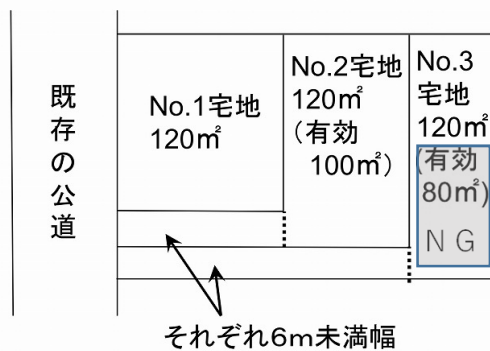
令和3年4月1日以降に計画協議願を提出する
開発行為（戸建て住宅）は、宅地の最低面積の
基準を変更します。

図1 旗竿地の考え方

市街化区域における
専用住宅の敷地面積の
最低限度は120㎡で
す。

ただし、6m幅未満
の旗竿状部分を除いた
有効部分で100㎡以上
確保してください
(右図1)。

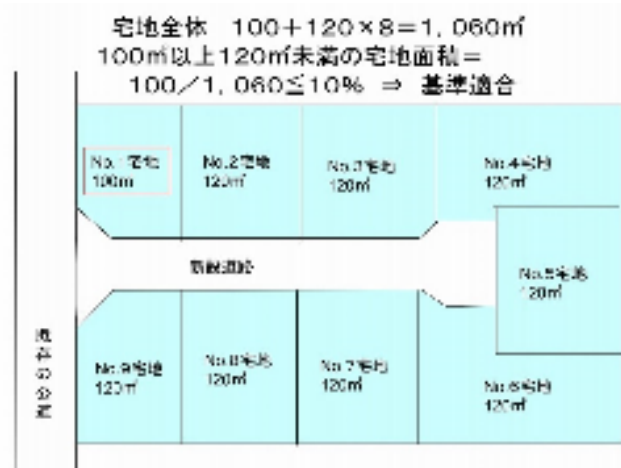
No.1宅地 有効面積120㎡ ⇒ OK
No.2宅地 有効面積100㎡ ⇒ OK
No.3宅地 有効面積80㎡ ⇒ NG



※下線部分が変更点

また、区割り等の問題
でやむを得ない場合、当
該区域の専用住宅敷地全
体面積の10パーセント
以下、もしくは1宅地に
限り、最低限度を100
㎡とすることができます
(右図2)。ただし、こ
の場合においても、旗竿
状部分を除いた有効部分
で100㎡以上確保して
ください。

図2 面積緩和の考え方



※下線部分が変更点

令和2年8月
柏市都市部宅地課